

「練馬区安全安心協議会」における 諮問事項の取り扱いについて

1 「練馬区安全安心協議会」諮問事項

「情報通信技術を活用した防犯防火区民緊急通報体制の確立について」(別紙参照)

練馬区では「安全安心パトロールカー」を活用して、24 時間巡回パトロール事業を実施している。

このパトロール事業について、区民からの通報を受けて現場に駆け付けるなどの付加価値を付けることはできないか、区民から意見をいただいている。

I C Tを活用した緊急通報体制を確立するとともに、安全安心パトロールカーの有効活用、警察署・消防署との連携といったものも視野に入れながら、具体的施策を検討して欲しい。

2 諮問事項に対する検討予定

平成 19 年度	第 1 回安全安心協議会 (平成 19 年 9 月開催)	諮問事項の提示
平成 20 年度	第 2 回安全安心協議会 (平成 21 年 3 月開催)	答申案の策定

3 諮問事項に対する答申案の検討経緯

平成 19 年度

(1) 「防犯防火区民緊急通報システム調査委託」

練馬区が考える I C Tを活用した「安全安心パトロールカー」有効活用策の検証などの調査を専門調査機関に委託する

① 検討したシステム概要

- 1) 危険察知した利用者が固定端末にカードをかざす。
- 2) 固定端末のサイレンが鳴ると同時に、あらかじめ登録した 3 名程度の者（保護者など）にサーバ機器を介してメールが送信される。
- 3) メール受信者が固定端末に電話をかけ、利用者と会話をして状況を確認する。
- 4) メール受信者が必要と判断した場合には、安全安心パトロールカーに出動依頼メールを送信する
- 5) 出動依頼メールを受けたパトロールカーが現場に急行する。

② 検証結果

I C Tを活用するという性格から、当該事業実施にかかる経費が膨大であり、費用対効果の面からさらなる検討が必要。そこで、「安全安心パトロールカー」の有効活用策について、I C Tの活用といったものにこだわらず、広く検討するものとする。

平成 20 年度

(1) 「安全安心パトロールカー有効活用策検討部会」

「安全安心パトロールカー」の有効活用策について、ICT（情報通信技術）に限らず、広く関係機関・関係団体・区民等から意見を抽出するため、「練馬区安全安心協議会」の下部組織として、標記の専門部会を設置。

① メンバー

15 名（警察署・消防署・学校長・安全安心協議会公募委員）

② 検討期間

平成 20 年 6 月～平成 21 年 3 月（計 5 回会議開催）

③ 検討部会での主な意見

- ・ 防犯防火意識啓発を目的として、安全安心パトロールカーに区民の方々が乗車できるような仕組みや事業を考えて欲しい。
- ・ 区民からのパトロールの要望等が迅速に安全安心パトロールカーに伝わるような通報手段を確立して欲しい。

(2) 「安全安心パトロールカー有効活用策調査委託」

専門部会等で出された主な意見をもとにした、具体的事業化の検討について、専門調査機関に委託。

① 検討した具体的事業

- ・「(仮称) ねりま安全安心パトロール体験」事業（資料 2－1 参照）
- ・「(仮称) ねりま安パトメールシステム」事業（資料 2－2 参照）

② 検証結果

上記事業について、平成 21 年度、モデル的に試行し、事業実施効果等の検証を行う。

(3) 練馬区情報化基本計画「ICTを活用した生徒児童の安全確保策」との連携

現在、子ども関連各組織が検討を進めている「ICTを活用した生徒児童の安全確保策」について、当該諮問事項にかかる検討内容との連携が方向づけられることとなった。

4 諮問事項の取り扱いについて（案）

諮問事項については、検討した具体的事業のモデル実施を平成 21 年度に予定している。加えて、子どもの安全確保施策との連携といった課題も新たに加わったところである。

そのような状況のなか、諮問事項に対する答申案の策定は、モデル事業の実施効果等の検証や子どもの安全確保にかかる事業の具体化を考えるなど、さらに検討を進める必要があると考える。

よって当該諮問事項については、検討期間を平成 21 年度第 1 回安全安心協議会まで延長することとする。

5 平成 21 年度の進め方（案）

(1) 具体的事業のモデル実施

平成 20 年度に検討した具体的事業について、モデル実施を行うとともに、事業実施効果等の検証を行う。

(2) 「ICTを活用した生徒児童の安全確保策」の検討

現在、子ども関連組織が導入を検討している、「子どもの安全確保」を目的とした ICT を活用した各種システムについて、「安全安心パトロールカー」への活用の可能性について検討する。

(3) 「安全安心パトロールカー有効活用策検討部会」の継続設置

今年度中の検討終了を予定していた当該部会について、上記の検討項目について、併せて検討するため、平成 21 年度も引き続き設置する。